

## ふるさとの自然や景観を守り育てる協定書

丹波篠山市(以下「甲」という。 )と (以下「乙」という。 )はふるさとの自然や景観を守り育て、魅力あるまちづくりを進めるため、以下の条項に従い協定書(以下「本協定」という。 )を締結する。

### (目的)

第1条 ふるさと丹波篠山の自然環境(景観・生物多様性など)は、かけがえのない市民全体の財産であり、これを未来にわたり守り育て引き継いでいかなければなりません。

そのため、河川・水路・農地・里山・ため池・道路などの事業の遂行にあたっては、安全性・利便性・経済性に加え自然の景観や生物多様性に配慮を尽くし、より魅力的なまちづくりをすすめることが大切です。

丹波篠山市と事業者は共に協力し、自然の景観や生物多様性などを守り育てる環境創造に取り組めます。

### (協定内容)

第2条 本協定における協定内容は、次の各号に定めるものとする。

#### (1) 多面的機能支払交付金による農村環境整備

甲が交付する多面的機能支払交付金を利用し、農村環境整備等の依頼を相談及び受託した場合において、甲が策定した「ささやまの川・水路づくり指針」「農村環境の生態系保全に配慮した水路整備指針」(以下「指針」という。 )に沿い、創意工夫し積極的に助言・提案及び工事を実施するものとする。

#### (2) 丹波篠山市環境配慮型土地改良事業補助金による農村環境整備

甲が交付する丹波篠山市環境配慮型土地改良事業補助金を利用し、農村環境整備等の相談及び受託した場合において、甲が策定した指針に沿い、創意工夫し積極的に助言・提案及び工事を実施するものとする。

#### (3) ふるさとの川づくり事業、ふるさとの森づくり事業、その他事業については別途協議する。

### (協定要件)

第3条 自発的かつ積極的に創意工夫を持ち確実に協力する意志を持ち、次の各号に定める要件を全て満たすものと協定を締結する。

(1) 市が開催する、農村環境の生態系保全に配慮した工事実施研修会に継続的に参加すること。

(2) 市内業者(丹波篠山市内に本店があること。 )であること。

2 前項の条件を満たさない業者であっても、過去の協力実績等により、主管課から推薦を受けた場合は、協定を締結する。

### (協定期間)

第4条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和4年3月31日までとし、双方に異議がない場合は、更新する。

### (甲の責務)

第5条 甲は、交付金及び補助金にて自然環境にかかる事業実施の申請があった場合は、申請者に対し、指針内容に沿った工法等の指導、助言を行うものとする。

2 甲は、協定を締結した業者について、市のホームページや市が開催する説明会などを通じて広報を行うものとする。

(乙の責務)

- 第6条 乙は、申請者から事業実施に対する相談・依頼があった場合、甲が掲げる指針内容に沿った事業が実施できるよう、積極的に創意工夫を持って助言、提案、協力を行うものとする。
- 2 乙は、指針内容に沿った工法にて工事を受注した場合は、工事中はもとより工事完了後についても、生態系を維持・復元できるよう注意して工事を行うものとする。
- 3 市が開催する研修会等に参加し、自然の景観や生物多様性に関する知識向上に努めるものとする。

(協定の解除)

- 第7条 甲、乙はそれぞれ本協定に定める事項に違反した場合は、本協定を解除することができる。
- 2 乙が、甲及び申請者から相談・依頼に対し、指針に沿った工法等の助言、提案、協力をおこなわず、自然環境に配慮をしない手法により事業を推進した場合は、前項により協定を解除することができる。

(その他)

- 第8条 この協定の履行に必要な事項であって、この協定に定めのないもの及び、協定の事項に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定めるものとする。

この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 兵庫県丹波篠山市北新町41番地  
丹波篠山市  
丹波篠山市長 ○○ ○○

乙